

選挙人名簿の登録等について

■ 選挙人名簿の定時登録

選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月、12月の1日現在において被登録資格を有する者を、原則同日に、選挙管理委員会が行います。なお、1日が閉庁日の場合は翌開庁日に登録します。（公職選挙法第22条第1項）

■ 選挙人名簿の選挙時登録

選挙を執行する場合は、当該選挙事務を管理する選挙管理委員会が定めた期日現在において、被登録資格を有する者を当該選挙の登録基準日に、選挙管理委員会が登録します。（公職選挙法第22条第3項）

■ 選挙人名簿登録者の3分の1、6分の1、50分の1の数の告示

以下の表のに記載された各種手続きのために必要な選挙人名簿登録者数について、定時登録時に算定し、結果を告示しています。

直接請求に関する必要署名について	
選挙人名簿登録者の3分の1	議会の解散の請求 (地方自治法第76条第1項)
	議員の解職の請求 (地方自治法第80条第1項)
	長(知事、市区町村長)の解職の請求 (地方自治法第81条第1項)
	主要公務員の解職の請求 (地方自治法第86条第1項)
	教育委員の解職の請求 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項)
選挙人名簿登録者の6分の1	合併協議会の設置について選挙人の投票に付することの請求 (市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項)
選挙人名簿登録者の50分の1	条例の制定及び改廃の請求 (地方自治法第74条第1項)
	監査の請求 (地方自治法第75条第1項)
	市町村の合併協議会設置の請求 (市町村の合併の特例に関する法律第4条1項及び第5条第1項)

■ 選挙人名簿登録の抹消

選挙人名簿に登録されている者について、死亡、転出して4カ月後、日本国籍喪失、在外選挙人名簿に移転した者、犯罪等で選挙権を有しなくなった者について、選挙管理委員会は直ちに選挙人名簿から抹消する必要があります。（公職選挙法第28条）

熱海市では、毎月1日に、上記に該当する者の選挙人名簿登録抹消を行っています。